

News File

医療・周産期に関するニュースをピックアップ



母子手帳

妊娠中から20歳まで
記録できるタイプを作製

妊娠中から子どもが20歳になるまで記録できる母子健康手帳(以下、母子手帳)を、一般社団法人「親子健康手帳普及協会」(東京都港区)が作製し、2月から希望する自治体や個人に販売する。一般的な母子手帳の記載欄は6歳までだが、成人までの予防接種歴や病歴などを記録して大人になってからの健康管理に役立てる。児童虐待の防止や発達障害の早期発見につながる記述も盛り込んだ。

1年で配布予定だった1万部が半年でなくなるほど好評で、国内の自治体からも「使いたい」と問い合わせが入った。編集を担当した協会理事の管理栄養士、白崎ユミさんは「児童虐待の増加や発達障害への対応など親が直面する課題に応える内容にしたい」と、国内での普及も想定して改訂版の作製を決めた。

改訂版を監修したのは、大分県中津市の小児科開業医、井上登生^{なりお}さん。長く虐待予防に取り組んできた。乳幼児健診を担当した際、発達に関する知識がないために思い詰める母親をたびたび見てきた。従来の手帳は育児に関する最低限の注意しか記載がなく、活用できていない親も多かった。「もっと親が読みたくなる手帳をつくりたい」

と協力した。

手帳はB6判で136ページ。身長や体重の変化をグラフ化した「成長曲線」の活用方法を井上さんが書き下ろしたほか、「虐待」や「発達障害」の言葉を使わずに親の気づきを促すための解説を充実させた。問題が深刻化する前に専門家に相談し、虐待予防や発達障害の早期療育につなげるため、地元の相談機関などの連絡先は、表紙をめくった目立つところに記入欄を設けた。

自治体には1部100円前後、個人には風間書房(東京都)を通しカバー代込みで1部400円で販売する。購入した自治体は、早ければ今春から妊婦に配布するとみられる。海外の日本人には3月から在外公館を通じて1万5000部を無償配布する。問い合わせ先は同協会(☎080-2371-0977)。

(1月9日付毎日新聞)

子宮移植の臨床研究、 慶大が初の申請へ 年内5人に

病気などで子宮がない女性に、妊娠・出産を目的に第三者の子宮を移植する子宮移植の臨床研究を、慶應義塾大学のチームが2017年内に学内の倫理委員会に申請する方針であることがわかった。海外では出産例もあるが、国内で実施されれば初めて。

子宮移植は赤ちゃんを得ること

が目的で、心臓や肝臓の移植のように本人の生命維持のためではない。このため、倫理委員会や関連学会の承認を得て、先天的に子宮がない「ロキタンスキー症候群」という病気の女性を対象に3年間で5人に移植する計画だ。子宮は母親など親族から提供を受ける。将来は子宮頸がんなどで子宮を失った人も対象になる可能性がある。

チームは2016年2月、産婦人科や小児科など学内の13の診療科・部門でつくる作業部会を設置。医師や看護師、移植コーディネーターなど多職種が毎月1回、国内初の子宮移植に向け、技術的な課題や出産後のケアなどの議論を重ねている。

子宮移植をめぐるのは、赤ちゃんを得るために提供者に大きな身体的・精神的な負担を与えていいのか、拒絶反応を防ぐために投与する免疫抑制剤が赤ちゃんに悪影響を及ぼさないかなどの課題が指摘されている。

このため、チームは学内の倫理委員会のほか、日本産科婦人科学会や日本移植学会にも研究計画を提出し、安全面や倫理面での問題がないか判断を求める。

子宮移植は2000年にサウジアラビアで初めて実施された。スウェーデンで2014年9月、子宮を移植された女性が世界で初めて出産に成功。少なくとも同国で5人の出産が報告されている。子宮

を提供する側、される側、生まれた子どももいずれも死亡の報告はない。

同大学は2013年、東京大学などとともに、子宮を摘出して再移植したサルの実験で出産に成功したと発表した。

(1月10日付読売新聞)

子どもの急病相談電話、ビッグデータ化 事例を解析へ

子どもの急な病気やけがに関する電話相談に寄せられた事例をビッグデータとして分析し、対応の改善につなげようと、厚生労働省(以下、厚労省)が新たな仕組みづくりを始める。急いで診察を受けてもらう必要がある基準をより具体的に示すなど対応の質を向上させ、相談主が知りたい情報の精度を上げる狙いだ。

この電話相談は夜間や休日に、全国共通で局番なしの「#8000」番でかけられる(電話代は自己負担)。発信地の都道府県の窓口につながり、医療機関にすぐに行くべきかや家庭での看護方法などを看護師や小児科医らが助言する。保護者らの不安を減らそうと2004年度に始まり、2010年度に全都道府県に広がった。相談件数は2014年度は63万件を超えている。

相談内容は発熱、嘔吐、発疹、打撲、誤飲などさまざま。だが、相談内容や相談員の助言について都道府県で検証はしていたが、全国レベルで解析されておらず、相談員からは「似た事例の時、他県

ではどう対応しているのか知りたい」などの声があがっていた。

そこで厚労省は2017年度から、複数の都道府県を対象に、対応した事例の詳細なデータを集めて、小児科の関連学会などに解析・検証を委託するモデル事業を始める。同年度予算案に関連の事業費用(3200万円)が盛り込まれた。

例えば、子どもが発熱して吐き、ぐったりしている場合に、速やかな受診を勧めた割合と、夜は様子を見て翌朝の受診を勧めた割合を比べて、状況や容体ごとに相談員の対応の傾向を解析する。そのうえで、専門家が対応を検証し、速やかに受診したほうがいい基準をより具体的に示したり、朝まで待つ場合に気をつけるべき点を伝えたりするなどの改善策を検討。研修などを通じ、全国の相談員に伝えていきたいという。

年齢や季節ごとに多い病気やけが、重症化しやすい状態なども調べ、特に多いものは自治体を通して保護者に知らせ、予防に役立ててもらいたい狙いもある。

(1月11日付朝日新聞)

児童虐待、 家裁が早期関与可能へ

政府は、児童虐待対策として、家庭裁判所(以下、家裁)が早期に関与できる制度創設の方針を固めた。現在は、親子を強制的に引き離す際に関与しているが、その前段階で、都道府県に対し、児童相談所(以下、児相)を通じて保護者を指導するよう勧告できる

ようにする。早期の関与によって、家庭で生活しながら親子関係が改善するように促す。

1月20日開会の通常国会に児童福祉法などの改正法案提出を目指す。

新制度は、子どもと同居している保護者が児相による再発防止のための指導に従わない場合などを想定する。児相による申し立てを受け、家裁は都道府県に対し、児相が保護者を指導するよう勧告する。

現状の司法は、子どもを保護者から引き離したり、親権を停止したりする際に関与している。2016年に成立した改正児童福祉法は「家庭での養育」のために保護者を支援することを国や自治体の責務として明記。新制度は、これを推進する狙いがある。

家裁の勧告があっても保護者が従わなければ、子どもをよりよい養育環境に移すことが求められる。しかし、親子を強制的に引き離す必要性を見極める判断は難しく、結果として最悪の事態を招くケースもある。家裁の勧告があっても保護者が指導に従わなければ、児相が施設入所や里親委託などに踏み切る判断材料となる。

政府は当初、家裁が直接保護者に指導を受けるよう「命令」することを想定していたが、「司法の家庭への介入」に対する慎重論は根強く、都道府県を通じた勧告に落ち着いた経緯があり、厚労省内にはより実効性を高める対応を求める声もある。

(1月14日付毎日新聞)